

脱炭素社会の実現に向けた建築物における奈良県産材利用促進協定

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第15条第1項に基づき、奈良県木材協同組合連合会（以下「甲」という。）と奈良県（以下「乙」という。）は、脱炭素社会の実現に向けた建築物における奈良県産材利用促進協定（以下「本協定」という。）を締結する。

1. 目的

本協定は、甲及び乙が連携・協力することにより、甲の「建築物木材利用促進構想」（以下「構想」という。）に基づく取組を促進し、その達成に寄与することを目的とする。

2. 構想の内容

組合員等が実施する県産材の安定供給に関する取組を支援し、県産材の需要拡大を図ることにより、森林資源の循環利用、2050年カーボンニュートラルの実現及びSDGsの達成に貢献する。

3. 構想の達成に向けた取組の内容

- （1）甲は、建築物における県産材利用を促進するため、県産材を加工して供給する製品や製品の価格等の情報発信を行うとともに、木材供給に係る相談等があった場合には、円滑な供給ができるよう会員組合や関係者と調整を行う。
- （2）甲は、非住宅建築物における県産材利用を促進するため、品質や性能が明確な県産JAS認証製材品並びに奈良県地域認証材の効率的な供給体制の構築や普及促進に取り組む。
- （3）甲は、クリーンウッド法に基づき合法性確認木材の流通及び利用を促進するため、会員組合等に情報発信や指導を行う。
- （4）甲は、県内林材事業者等の生産意欲の高揚と加工技術の向上を促進するため、木材の展示即売会等を開催する。
- （5）甲は、県民に対し、森林資源の循環利用や2050年カーボンニュートラルの実現、SDGsの達成に係る意識醸成をはかるため、県民が参加するイベントや県内小学校等を対象とした木育活動等に取り組む。

4. 甲の構想を達成するための乙による支援

- （1）乙は、甲の構想の達成に向けて、県産材を使用した住宅・非住宅の助成や木造建築を支える人材養成セミナーの開催など必要な施策を講ずる。
- （2）乙は、甲の構想の達成に向けて、甲に対して技術的助言や活用可能な補助事業等の情報提供を行うとともに、定期的な意見交換を行う。
- （3）乙は、県産JAS認証製材品並びに奈良県地域認証材の供給促進に向けて、県内製材工場がJAS認証取得並びに奈良県地域材認証取得を促進するための設備の導入支援やJAS認証の取得や維持をしやすくするための運用の見直しの働きかけを行う。
- （4）乙は、甲と連携し、県内製材工場が県産材を加工して供給する木製品等の情報発信や県産材のPRの場を創出するためのイベント等による普及啓発に取り組む。

5. 構想の対象区域

構想の対象区域は、奈良県全域とする。

6. 本協定の有効期間

本協定の有効期間は、締結の日から、令和12年3月31日までとする。

7. その他

（1）実施状況の報告

- ① 甲は、年度毎に取組実施状況を取りまとめ、毎年4月末日までに乙に提出するものとする。
- ② 甲は、協定期間が終了した場合は、協定期間全体に係る取組実績報告書を作成し、協定期間終了後1か月以内に、乙に提出するものとする。

（2）協定の変更及び協議

- ① 甲は、協定内容を変更する必要がある場合は、乙に協議するものとする。
- ② 乙は、前項の規定による協議があった場合は、その内容を精査し、変更の可否について判断するものとする。ただし、関係する国又は地方公共団体がある場合は、別途調整の上決定するものとする。
- ③ 乙は、前項の規定により判断した結果を甲に通知するとともに、協定の変更が妥当と認められる場合は、変更協定を締結するものとする。

（3）協定の解除

- ① 甲及び乙は、相手方が協定で定めた取組を実施しない場合、又は協定で定めた内容を履行しない場合は、協定の解除を申出ることができるものとする。
- ② 前項による申出が行われた場合は、乙と協定締結者間で協議の上、協定を解除するものとする。
- ③ 乙は、甲が法令に違反した場合、または第2に定める要件を満たさない等協定締結者として適当でないと認められる場合は、協定を解除することができるものとする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙が記名の上、各自その一通を保管する。

令和8年3月9日

甲 奈良県木材協同組合連合会

会長

丸 敏幸

乙 奈良県

奈良県知事

山下 真